

## おまかせケータイプリセット個別規約

### 第1条（取扱いの準則）

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づき、おまかせケータイプリセット個別規約（以下「本個別規約」といいます。）を定めます。当社は KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約および本個別規約に基づき、お客様に「おまかせケータイプリセット」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第2条（本個別規約の変更）

当社は、本個別規約の変更が合理的に必要となった場合、本個別規約を変更する場合があります。この場合本サービスは、変更後の規約の定めによります。なお、当社は、変更後の本個別規約及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページ等において周知するものとし、変更後の本個別規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

### 第3条（本サービスの内容）

当社は、お客様に対して、お客様が申込書において選択した項目を提供するものとしします。なお、本サービスの提供内容および納品までの期間は、お客様と当社との間で事前に取り決めるものとしします。

2 当社は、当社又は当社が別途指定する場所において本サービスを提供するものとしします。

### 第4条（申込みの承諾通知）

お客様が当社に申込書を提出いただき、当社が本サービスの利用申込みを承諾した時点で契約が成立するものとし、別途、承諾の通知はしないものとしします。

本契約成立後は理由の如何に関わらず、お申込内容の変更を行うことはできません。

### 第5条（申込みの不承諾）

KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に定める場合のほか、既に出荷済みの端末を対象とした本サービスの申込みは承諾しないことがあります。

### 第6条（本サービスの料金等）

本サービスの料金は、当社が別に定めるとおりとし、お客様は、お客様が申込書において選択した項目の本サービスに係る料金（以下「本サービス料金」といいます。）を当社に支払うものとしします。

2 本サービスの作業内容によっては、新規出荷時において、本サービスの作業中に au 料金が発生する場合があります。

### 第7条（損害賠償額の上限）

KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約第 17 条第 2 項の定めにかかわらず、当社が賠償するお客様の損害は、損害賠償請求の原因となった本サービスの提供対象の対象携帯電話等の購入金額に当該本サービスに係る本サービス料金を加算した額を上限としします。但し、当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、この限りではありません。

(規約改正)

2020年3月31日

以上